ぜんこく しぎかいじゅんぽう 9月15日

毎月3回5の日に発行

第1736号 定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

け

の廃止や緩和に関する見

Ιţ

分権委が精査した120

方六団体が実現を求めていた

国と地方の協議の場」

につ

てから本会をはじめとする地

このほか分権委では、かね

条項の事務のうち、

8 8 1

直し案をまとめた。

同案で

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-2 代表 TEL 03 (3262) 5234 旬報 TEL 03 (3262) 2309 発行人 大竹 邦実 http://www.si-gichokai.gr.jp

務を縛る「義務付け・枠付 は9月7日、国が自治体の事

3次勧告の素案をまとめる。

は、この見直し案に基づき、第

会 (丹羽宇一郎・委員長) 政府の地方分権改革推進委

きと判断している。

分権委で

理(東京市政調査会理事長)

経済・雇用情勢は、

ついては、西尾勝・委員長代

条項の事務について見直すべ

政府の地方分権改革推進委員会

第3次勧告総仕上げ

らは鳩山由紀夫・代 るよう申し入れた= 議」を早期に開始す 党へ「国と地方の協 表は9月9日、民主 体は「国と地方の協 行が会談に臨んだ。 表、菅直人・代表代 長ら地方六団体の代 左下掲。民主党側か 従来から地方六団 本会の五本幸正会

できると考えるためだ。 行為であり、現場を担う地方 は、国民生活の向上を目指す れば、真に国民生活を豊かに 自治体の声が行政へ反映され

党はマニフェストで「中央政 施すべき行政サービスについ と掲げているが、全国的に実 府は国レベルの仕事に専念」 貴重な事例集といえる。 民主 で汗をかいている自治体の声 わりの深い分野ばかり。 現場 福祉、教育など国民生活に関 自治体が担う事務は医療や 国にとっても示唆に富む

む方針を固めた。 とともに第3次勧告へ盛り込 いても、「義務付け・枠付け 国と地方の協議の場」 に

中の 予定。 が第3次勧告の素案ともども かれる次回委員会へ提出する 文案を整理し、9月24日に開 勧告を目指している。 なお、 【2面に関連記事】 分権委では9月

方の協議の場」に関し地方六団

体 が

玉

と地

定党代表らと

を法律に基づいて設置」と明

必要がある。 ては、現場の声に耳を傾ける ストで「国と地方の協議の場 そもそも民主党はマニフェ

る考えを示している。 実現が望まれる。 いきたい」と地方側へ配慮す 化前であっても「 (できな した」と発言したほか、 の場を法制化することは約束 フェストで、国と地方の協 わけではないので) 実施し た際にも、鳩山代表は「マニ 示している。9日に申し入れ 法制 しし

を担うことになりました。 の確立を掲げた民主党が政権 総選挙の結果、「地域主権

が求められています

度改革、地域再生など様々な

援や医療、福祉、社会保障

新政権が取り組む子育て支

の場」を法律に基づき設 おいて「国と地方の協議 方針を大いに歓迎すると きい中、我々地方はこの 置すると明示されていま 民主党は、 新政権への期待も大 マニフェストに

作っていくことでより

効 を

果を発揮することになり

し円滑に機能する制度 施策も、国と地方が協

的な協議をしてまいりた展のため、積極的・建設 いと考えております。 化を願うとともに、国民 生活の向上と我が国の発 ころであり、早期の法制

地方分権の推進はもと

税

国民生活の向上と安心を目指した 国と地方の協議の早期開始について

足後、 制の見直し、新年度の予 合いを開始させて頂きた 響も大きく、 算編成等は、地方への影 より、予算の組替えや 早速の話し

地方六団:

連携した迅速かつ果断な対応 気対策については国・地方が との懸念もある中、当面の景

然として厳しい局面が続

平成21年9月9日 ことを特に要請いたします。 国と地方の協議を政権 の場」の設置に先立ち、 基づく「国と地方の協議 いと考えており、法律に 速やかに開始して頂く

いており、特に雇用に関

しては失業率が更に悪化する

議」の場を法制化す

五本会長 (左) ら地方六団体の代表で代表代行 (右) と面談する本会の 民主党の鳩山代表(右から2人目)、

> 国が立案する施策 るよう求めてきた。

を求める意見が盛り込まれ

る 化

に働き掛けてきたことが、

|地方の協議の場」の法制

玉

協

言義

の

場

浗

め

る

各政党のマニフェスト等

(抜すい)

民主党マニフェスト (H21.08.11公表版)

国と地方の協議の場を法律に基づいて設置します。

「民主党政策集 I N D E X 2009 (H21.07.23公表)」 分権改革 国と地方の協議の制度化

国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きなが ら国と地方の役割の見直しなどの地方分権施策を推進する。 これにより、国と地方の関係を「上下・主従の関係」から 「対等・協力の関係」に改める。

自民党政権公約2009 (H21.07.31公表)

「改めます。日本を具体策で変える。10」

地方分権を、前へ。メンバー(地方)全員が元気な、活力 あるチーム(日本)を。

国と地方の役割を明確にし、国が地方のやり方を縛ってい る現状の打破へ。「地方のチカラ」を強めるため、国の出先 機関の廃止、補助金・税配分の見直しなどの「新地方分権・ 括法案」成立させる。同時に、直轄事業負担金制度などの抜 本的見直しや、国と地方の協議機関設置の法制化を進める。

「自民党政策 BANK」(H21.07.31公表)

6 地域活性化・地方分権

地方分権のさらなる推進

また、地方分権をさらに進めるため、国と地方の協調に向 けた徹底的な議論が行えるよう、国と地方の代表者が協議す る機関の設置を法制化する。

公明党マニフェスト (H21.07.24公表)

「5. 地方分権をすすめ、地域主権型道州制へ!|

新「地方分権一括法」の制定、国と地方の協議の場の法制化 地域主権型道州制の導入に先立ち、国と地方の役割、事務 事業の抜本的見直し、基礎自治体への権限移譲と自由度の拡 大のため、新しい地方分権一括法を制定する。その際、国と 地方の代表者等が地方自治に関して協議を行い、地方が権限 を有する「分権会議」(仮称)を法定する。

社民党マニフェスト統合版 生活再建10の約束 (H21.08.10公表)

「再建5 地域 元気でゆたかな地域へ」

1. 分権・自治

権限や財源の移譲、地方に関わる制度改正などについて、 政府と地方の代表者が協議を行う場として、「地方行財政会 議」を法制化します。

施

-面参照

寠

となっ

L

か

た

め

だ。

9

日

の

面

談

制化

前であっても「

具体的な時期については と鳩山代表が語っ していきたい」=1 ないわけではないので)

明

関

しておらず、 月7日に開かれた第95 何を協議する場とするか」 と言わざるを得ない。 分権委が問題点として掲げ 成 識している点は、 を詰めなければならない メンバー」の 先行きは不透 取り まさに 扱

> が 化 で 案

認識が

示され

方六団: 協 与 致し 盛り込むべきとする認識 対す ゃ なお、 る前 地 ノバーを 方財政計| た。 る意見表明などを素 体の意見や主張に基づ 義務付 7日の分権委では 法制化後の協議 段階から国 この 検討す け・枠付 ほか、 画に対する [と地方] 法制 きと け

容となる見通しだ。 方六団体の主張に添っ 協議することとなるが、 面 に関連記 事

24日に開催される第96回委員 長代理が文案を整理 こととなっ た。 西尾勝・委員 Ė, 9 月 る 大きく影響し 的

Ш

最近の要請内容を下掲。

たものと思われ

民主党代表と面談した際に

も

マニフェストで、

国と地

方

会 法 が 玉 Ιţ と地方の協議 方分権構想検 成 地 方六団 年 ま 節場 とめ

確実視される状況となっ 協議の場を法制化すること 言質を得ており、 || 1 - 面参照 法制 化が اا

萋 場 と地 につい Ų 方六団 て協議する場 玉 |体では 方 ത 協

議に臨 て 7 協議する場とするのか い成 ಶ್ಠ む など、 国と地方のメンバー 不明 に何につ 確 にな点が 協

意見をベースに集約し、 問 の 2 項 次勧告の素案に盛り込 地方 題提 会で西 六団: 目 起した結果、 1の取り扱: 尾委員長代 体から寄せら しり これ につい 理 む が、 第 れ ま 3 た で て

各 躍、 の 法 I政党へ、 がマニフェストや 左 総選挙を目前に控えた各政 制化につい 政治テー 国と地方の協議 掲 Ш に掲げ 地方六団体が積 ては、 マに浮上した。 たことでし 8 月 30 選挙公約

る自

治体への「

義務付け

·· 枠

ij

ത

見直しと合わせ、「

国

急ぐ第3次勧告には、

玉

によ

兯

を目指し取りまとめ

を

方分権改革推進委員会が

政

府

0)

分権

委が第3次勧

きた。 団体の代表が9月9日、 法制化を謳っ なる民主党も、 総 玉 選 屋挙で圧 [と地方の協議の場」 ている。 一勝し マニフェ)政権与党 地 スト 鳩山 方 ത

を法 ばっ 本 制 現 国と地 第1 化するよう強く求 在に至るまで地方六団 · 617号掲載。 方の協議の めて 場 以

権 報告に端緒を発する提 型社会のビジョ σ

地方六団体のうち執行3団体から各政党への要請等

(抜すい)

全国知事会

「大胆」で「逃げない」マニフェストを!

(H21.06.18対各党要請文書)

2 (7) 国と地方の協議の場の法制化

国と地方の役割分担、国による関与・義務付け、国庫補助 負担金、地方税財政制度、地方への新たな事務・負担の義務 付けとなる法令・施策等について、政府と地方の代表者等が 協議を行う「(仮)地方行財政会議」を法律で設置する。

地方分権改革にかかる今後の行動指針

(H21.07.15全国知事会議)

1 (5) 国と地方の協議の場の法制化

《基本方針》

地方の負担を伴う新たな事務事業等について、地方が一定 の権限を有し、その代表者等が政府と協議を行う「(仮)地 方行財政会議」の法律による設置を目指す。

全国市長会

政権公約に対する全国市長会要請

(H21.07.09対各党要請文書)

1 (4) 地方分権改革推進のための法的枠組みの確立

地方関連事項について政府と地方の代表者が対等の立場で 協議し、地方の意見を政府の政策立案・執行に反映させるた め、法律に根拠を有する「(仮)地方行財政会議」を実現す ること。

全国町村会

民主党マニフェストに対する意見 (H21.08.11)

1. 地方自治に関すること

(3)国と地方の協議の場を法制化すること

(3)

国

都道府県が設置する公共

来は許可不要であった農地を

転用規制の強化では、従

本会

各委員会での 演

産業経済委員 会

掲載します。なお、 前号に続き、7月に開かれた本会委員会での講演要旨を 連載は今号で終了します。

構造改善課農地業務室長農林水産省経営局

引上げを急務とし本年6月に 中最低の我が国では、自給率 では①転用規制の強化で農地 農地法が改正された。今改正 農村計画課総務班長農林水産省農村振興局 (料自給率が40%と先進国

を見直し、集積の円滑化を図 を確保する②農地の貸借規制

利用を確保しなければならな の権利者は適正かつ効率的な る」ことが明記され、「農地 い」と責務規定が設けられた。 正のポイントは「農地は地域 に配慮した権利取得を促進す における貴重な資源である」 耕作者による地域との調和 具体的改正は次のとおり。 の2点が基本方針。改

> 施設用地に転用する場合、 澁 河 嶋 Ш 泰 正 敏 夫 氏 氏

ど許可権者との協議が必要と 罰則強化及び農林水産大臣が 設。さらに、違反転用に対する なり、違反転用に関し原状回 道府県知事・農林水産大臣な のため行政代執行措置を創 都

> の是正を要求できるとした。 知事に対し農地転用許可事務 農地の権利移動規制の見

▶5·終◀

事する 継続的かつ安定的な農業経営 る場合、農地の権利移動は不 は、その業務執行役員のうち との適切な役割分担のもとに 件を契約に付す②他の農業者 る個人または農業生産法人で 許可とした。2.農地の貸借 用に支障が生ずるおそれがあ 業上の効率的かつ総合的な利 1人以上の者が農業に常時従 を行うと見込まれる③法人で あるとの要件を緩和したが① は従来の農作業に常時従事す 直しでは、1.周辺地域の農 農地を適正に利用しない場 合、貸借の解除をする旨の条 などの条項が課さ

じる。 4.農業生産法人は農 への届け出が義務化された。 を取得する場合、農業委員会 を設けない構成員とする②農 維持した上で、出資制限につ 業者中心の法人という性格を 可の取り消しなどの措置を講 要件を満たさなくなった場 認定とする。6.相続等で農地 ら、現場に近い農業委員会の 積の特例設置を従来の知事か した。 5.権利取得の下限面 議決権の上限を引き上げると 商工連携など、関連事業者の いる者と同様の、議決権制限 託している者も農地を貸して いて①生産法人に農作業を委 合、農業委員会が勧告なり許 れた。 3. 許可を受けた者が

遊休農地対策の強化で

ない遊休農地は知事の裁定で 指定から農業委員会が指定す 加えて、所有者が判明し 遊休農地は従来の市町村

の1超の同意で貸付を可能と 員ではなく、共有持分の2分 での利用であれば、共有者全 る共有農地の場合、5年以内 農地を複数の者が相続してい 画策定の円滑化では、一つの

町村・市町村農業公社・農協 強化促進法において新設さ 集積を促進する農業経営基盤 担い手が使用可能とした。 代行が可能となった。 等の農地所有者からの貸付の れ、農地集積推進のために市 事業が農地法とともに農地の さらに 農用地利用集積計 また 農地利用集積円滑化

図る②耕作放棄地緊急対策を と組み合わせ、支援を充実す 水田等有効活用促進交付金等 八 T 5000円の補助と、農業用 けでは1年に105当たり2万 2万5000円の補助。 加工品の試作、 法人等での研修費や農作物の などの設置に対する支援を行 用施設整備・ハウス・果樹棚 農家に貸す場合の助成、農業 機械を地域協議会が購入して また、新規就農者の農業 関連水路・農道・暗渠・ 作 付

> 能となっている。 能とした。加えて農用地区域 臣が是正要求を行うことを可 都道府県の知事に農林水産大 積の目標の達成が著しく低い 以外の貸借が可能となった。 囲の拡大により、担い手が 工施設、直売所、 て、農協による農業経営も 担い手が不足する地域につい ず、優良農地を守っていく。 を及ぼすおそれがある場合、 手に対する利用の集積に支障 からの除外を厳格化し、担い る法律」も改正され、農用地面 ない地域では、農業生産法人 る2分の1補助。 農用地区域からの除外を認め した。また、特定農業法人の さらに農協法も改正され、 農業振興地域の整備に関す なお、農地法改正に伴 農業体験施 農産物の加

耕作放棄地 対策

遊休農地対策企画班長農林水産省農村振興局農村計画課

富

直

満

氏

設としての市民農園などにも

2分の1が支援される。

機械等の使用が必要③原野化 て①草刈り程度で再生可能② 匹敵する面積であった。20年 万6000窓という埼玉県に に耕作放棄地の全体調査とし 農業委員会に依頼した結果: て再生不能という区分を各 耕作放棄地は平成17年に38

> であり、10万診の耕作放棄地 農用地区域は8万3000% ①②が全体で15万鈴、その内

簡易化し、 地制度の見直しで農地貸借を が目標となった。 を23年度までに解消すること 耕作放棄地の解消策は①農 引受け手の増加を

じ10

『当たり3~5万円の支 地再生利用緊急対策は、 る2点が上げられる。 土づくりに2年間10~当たり は2分の1の補助、再生後も 援と、重機等を用いた場合に 交付金として、荒廃程度に応 ド面では耕作放棄地再生利用 本年度新設された耕作放棄

鳥獣被害の防止施設等に対す 試験販売の助

進事業や荒廃状況等の詳細調 域協議会に対する指導・助言 施策に支援される。 等を行う、都道府県協議会推 生利用推進交付金として、 ソフト面では耕作放棄地再 農地利用調整など様々な 地

要約・産業経済委員会担当)

石渡丈夫(

6

25

中津 さぬき

野口啓造(6・24)

行田

矢島義謙(7

加古川

名生昭義(7・

議 長 会

早野

漬 7

31

清野貞昭(8・6)

井上拓夫(8・3)

行田 大河原梅夫(6・24 足 立 严 6 . 23 6

> 青木甚浩(8 西口俊文(8・6)

7

石射正英(8

10

宇都宮 福岡 阿波 光安 力(6・ 今井昭男(6・25) 武澤房吉(6・25) 三浦三一(6・24) 24

> 占山 副議長

岩田孔一(5・

15

三島

野田 館山 島原 石川一郎(6・29 小倉妙子(6・ 吉田惠年(6・ 大場博文(6・25) 26 26

興松

勲 6 ·

29

小 宇山 都宮

南木清一(6・

25

文京 阿波 周 南

渡辺雅史(6・

出口治男(6・

25 24

岸村敬士(6・

24

千葉 いちき串木野 富士吉田 太田利政(6・29) 小川眞和(6・ 小梛輝信(6・ 30 30

館島山原

齊藤登美生(6・

26 26 26

福岡信治(6・

島内俊光(6・

原一男(

6

25 25

中平好昭(6・

あわら 丸谷浩二(7・1 蔵本八十八(フ・フ 小長井義正(7・1 丸山善一(6・ 30

> 千歳 東広島 野田

XXXXXXXXXXXXX

富士吉田 勝俣米治(

6

あきる野 合川哲夫(7・16

妙 高 長浜

下鳥美知子(8・10) 福嶋一夫(8・7)

佐藤知一(8・10)

北川年一(7・

30 29 29 29

高木 田中

明(6・ 哲(6・

川﨑卓志(6・

さいたま 関根信明(7・9

あきる野 市倉理男(7・16 中谷博厚(7・ 小俣昭男(7・27) 川島善徳(7・24) 山﨑文男(7・23) いちき串木野 千葉 上村井真知子(7・1) 北島 登(7・1) 稲葉寿利(フ・1) 上夷慶克(6・

30

加古川 西多 攻(7・29) 大月 小泉二三雄(7・27)

比企孝司(7・24) 末本幸夫(7・23)

いたま

野口吉明

フ・9 猪野由紀久(7・1) 杉山公克(フ・フ

尾花沢

忠(8・3 **博**(7・31)

加藤賢次(8・

長男、雅史氏。

市内で執り行われた。喪主は

葬儀は9月9日、東かがわ

秋葉征士(8・6

作 田

石原

修 7·30)

議し

9月7日逝去、60

半、富山市

会=部会長会議 (午後3時

どか=香川県東かがわ市議会

10 月 1

全国市議会議長

大山圓賀氏(おおやま・ま

日 |本全国 「ご当 フリーライター 一地の 永浜敬子

4》

ſΪ

そのため、あちこちにた

0軒以上も存在するとされて い る。 が、現在、 る。一説には信号の数より多 知られるが、全国区の知名度 いともいわれるうどん屋だ コシの強い讃岐うどんであ を誇るのは、なんといっても 日本で一番面積が狭い香川 瀬戸大橋や金毘羅宮でも 大小合わせて80

Ų

時の話題

ーメン横丁のように、うどん やつにと、香川人の生活に密 グしたりするセルフサービス る店もあり、3度の食事やお とした手打ちうどんを提供す く、県内のあちこちに点在 屋が集まっているのではな スタイル。お好み焼き村やラ しをかけたり、具をトッピン その多くは自分で好みのだ 喫茶店などでも、ちゃん を感じている。 ıΣ そして夏場、香川人が何よ

県外から食べ歩きに訪れる人 なので、わざわざ評判の店に はあまりにも日常的な食べ物 食べに出かけることもなく、 も増えたが、香川人にとって 接に関わっている。 最近は讃岐うどんブームで

向かいの岡山と同じ系列のも 川人にとっては、高知や愛 のが放映されているので、香 他県の人から持たれるが、テ という人のほうが多いのだ。 のうどんは食べたことがない レビ番組が瀬戸内海を挟んだ の県が同じようなイメージを 近所でもないかぎり、 香川を含める四国は、4つ 岡山のほうにシンパシー 徳島の他の四国三県よ 有名店

XXXXXXXXXXXXXX

ポスターがあり、香川の水が 池と「節水!」を呼びかける

めと呼ばれる早明浦(さめう

的な水不足に悩まされてい ぎられて雨雲がやって来にく ても暮らせるほど雨が降らな る。傘を一本も持っていなく い香川は、雨が少なく、慢性 国山脈、北は中国山脈にさえ り恐れるのは給水制限だ。四

行事予定

酒田市) 9 月 29 日 正副委員長会議 (15時) 建設運輸委員会

会長・監事・相談役会議 経営都市議会協議会=正副 10 月 19 全国自治体病院

ュー、の街としても知ってほし っているので、台風の後など 民の関心を集めている。基本 出たり、水位の話題が挨拶代 いと、控えめに願っている。 と。うどんとともに、´´セカチ を叫ぶ」のロケ地になったこ Ιţ いるのを見ると感動する に、川に水がいっぱい流れて 的に川は干上がるものだと思 わりにもなったりするほど県 ら) ダムの水位に敏感な香川 人。貯水率が小学校の試験に 10 月 19 日 (午後3時半、富士吉田市) そんな香川人の最近の自 映画「世界の中心で、愛をんな香川人の最近の自慢 市議会議員共済

会=理事会(午後3時半、 全国都市会館)

本紙9月25日付第1 お知らせ

8号と併せ、 付第1737・38号 737号は、 して発行します。 10月5日 第 1 7 3